

## 金融円滑化への取り組みについて

平成29年10月1日  
佐久浅間農業協同組合

当組合は、農業および地域金融機関における円滑な資金提供を最も重要な社会的役割の一つと位置づけ、その実現に向けて取り組んでおります。

今般、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」（以下、「金融円滑化法」という。）に基づき、当組合の金融円滑化にかかる措置の実施状況について公表いたします。

### 金融円滑化にかかる基本方針の概要

当組合では、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化にかかる基本方針」を、理事会にて、以下のとおり制定しております。

#### 金融円滑化にかかる基本方針（概要）

- 1 新規のご融資・お借入条件の変更等の相談・お申し込みに対する柔軟な対応
- 2 お客さまの経営相談等、経営改善に向けた取り組みへの支援
- 3 新規のご融資・お借入条件の変更等のご相談・お申し込みに対する適切かつ十分な説明
- 4 新規のご融資・お借入条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
- 5 金融円滑化法の趣旨を踏まえた適切な対応
- 6 当組合の金融円滑化管理に関する体制

（注）方針の全文は、平成25年4月1日に公表しております。

### 金融円滑化にかかる管理体制の概要

当組合では金融円滑化にかかる対応措置を適切に把握するため、以下の体制を整備しております。

- ① 組合長以下、関係役員・室部長を構成員とする「経営会議」にて、当組合の金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしております。  
また、定期的に理事会へ報告することとしております。
- ② 金融共済担当常務理事を「金融円滑化管理責任者」、金融部を「金融円滑化管理責任部署」として、当組合全体における金融円滑化にかかる対応状況を把握することとしております。
- ③ 本所および各支所・店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支所・店における金融円滑化にかかる対応状況を把握し、金融部へ報告することとしております。
- ④ 本所および各支所・店では、金融円滑化にかかる取引の実施状況について、記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。



## 貸付条件変更等の実施状況

- ① 「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」第7条に基づき、以下の通り開示します。

金融円滑化にかかる措置の実施状況については別紙1をご参照ください。

- ② 「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」は、平成25年3月末で期限が到来しましたが、引き続き同様の基準で開示します。  
貸付条件の変更等の実施状況については別表2をご参照ください。

## 資料

### 苦情・相談対応の概要

#### ご相談窓口

実施日・実施時間 平日 8:30～17:00（各相談窓口共通）

相談窓口	電話番号	相談窓口	電話番号
本所金融部	0267-67-0610	小諸店	0267-22-9400
東店	0267-67-3602	御代田店	0267-32-3377
岩村田店	0267-67-2533	軽井沢支所	0267-45-5067
中込店	0267-62-0302	望月店	0267-53-3001
野沢店	0267-62-0047	立科店	0267-56-1013
臼田店	0267-82-2111	北御牧支所	0268-67-3322
佐久町店	0267-86-2025		

#### ご意見・苦情窓口

相談窓口	電話番号	実施日	実施時間
リスク統括課	0267-68-1112	平日	8:30～17:00

お客さまからの、金融円滑化にかかる措置に対する苦情等については、リスク統括課に受付窓口を設置しております。

また各支所・店で苦情等を受け付けた場合には、当組合の手続に従って速やかにリスク統括課に連絡し、リスク統括課と各支所・店が連携の上適切な対応を実施する体制を整備しております。